

物価高騰対応プレミアム商品券 事業実施要項

＜事業概要＞

- 1、発行主体 日田市
- 2、発行総額 13億円（プレミアム分：3億円を含む）
- 3、販売期間・使用期間・換金期間等

	スマートフォンアプリ版電子商品券	QRカード版電子商品券
発行数 (予定)	140,000口（1口5,000円で購入） （中小店用：3,000円 共通：3,500円）	60,000口（1口5,000円で購入） （中小店用：3,000円 共通：3,500円）
購入限度	1人 10口（50,000円）	1人 10口（50,000円）
販売方法	スマートフォンアプリ「ひた pay」にて申込。※予算枠に達するまで	広報ひた9月号に同封するはがきにて申込。※予算枠に達するまで
販売期間 (予定)	1次申込：令和8年9月1日（火）～ 令和8年9月25日（金） 抽選後 令和8年10月2日（金） 午前9時～販売開始 以降随時販売	申込：令和8年9月1日（火）～ 令和8年9月18日（金） 抽選後 令和8年10月13日（火） ～発送開始 ※追加販売は行いません。
使用期間 (予定)	令和8年10月2日（金）～ 令和9年1月17日（日）まで	令和8年10月13日（火）～ 令和9年1月17日（日）まで
換金期間 (予定)	令和8年10月9日（金）～ 令和9年1月29日（金）まで	
利用方法	店舗設置の決済用QRコードを、利用者が「ひた pay」アプリで読み取り、金額を入力して決済。	利用者が掲示するカードのQRコードを、店側が専用アプリで読み取り、金額を入力して決済。

＜参加店募集要件＞

- 1、日田市内に事業所または店舗等を有し、市内の店舗に限り電子商品券を利用可能とすることができる事業者。
- 2、電子商品券の取扱については、本実施要項並びに日田市の指示に従うものとする。
- 3、参加店は、日田市が広報・周知のために公表する参加店一覧への事業所名・所在地・電話番号の表示を認めるものとする。
- 4、参加店は、電子商品券を使用できる店舗であることが明確になるよう、日田市が配付するポスターを利用者がわかりやすい場所に掲示すること。
- 5、商品券取扱確認書に記載の注意事項を厳守すること。
- 6、電子商品券決済用のQRコードを利用者がわかりやすい場所に掲示すること。
- 7、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利を害することのないよう、知り得た個人情報に他を漏らしてはならない。業務が終了した後においても同様とする。

<参加店募集期間>

令和8年8月7日（金） 一次締切

（広報ひた9月号に同封する参加店一覧に掲載予定）

※上記期限を過ぎても申込は随時受け付けますが、発行済みの参加店一覧には掲載されませんのでご注意ください。（日田市ホームページ上の一覧には記載します）

<電子商品券の取扱いについて>

- 1、参加店は電子商品券を持参した方に対し、使用期間内に限り、電子決済額相当の商品の販売またはサービスの提供を行ってください。
- 2、表示される金額が決済額と相違ないか確認してください。
- 3、電子商品券は1口6,500円を3,000円分は中小店専用券、3,500円分は全店共通券となっており、中小店専用券と全店共通券が設定されています。
- 4、1円単位で自由に決済額を指定することができます。
- 5、電子商品券と現金の交換は禁止します。
- 6、電子商品券が使用できないもの

- ・不動産や金融商品

- ・たばこ

- ・市販の商品券など換金性の高いもの

- （ビール券・図書券・切手・印紙・プリペイドカードなど）

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

- ・国、地方公共団体等への支払い

※なお、電子商品券で購入できないものがありましたら、店頭に掲示をお願いします。

- 7、参加店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- 8、電子商品券の盗難、紛失、汚損、破損に対し、日田市はその責は負いません。
- 9、電子商品券の適正使用について
電子商品券の偽造、第三者への転売・譲渡が疑われる場合は、日田市へご連絡をお願いします。
（例：1人の人物が20人分に相当する130万円分の電子商品券を一度に使用するなど）
偽造等の不正行為等が発行団体により確認された場合、換金には応じないものとします。

<換金について>

- 1、換金業務は、市内金融機関に委託を行い実施する。
- 2、電子商品券の換金に際し、事業経費負担金は求めないこととし、振込手数料のみ実費負担とする。（自動入金と手動入金をお選び頂けます。）

<その他>

- ・ ご登録いただいた参加店へは、関係書類（下げ札、電子決済用QRコード等）を後日お渡しいたします。別途、関係書類配布のご案内をお送りしますので、指定された場所・期間内に受け取りをお願いいたします。
- ・ QRカード版電子商品券の取扱い用の端末機が必要な場合は、準備いたしますのでご相談ください。
- ・ 利用者の申込は、スマートフォンアプリ版電子商品券またはQRカード版電子商品券のどちらか一方になります。両方に申し込んだ場合は、スマートフォンアプリ版電子商品券への申込を優先して取扱います。
- ・ その他、取り扱いに関して疑義等が生じた場合には、随時協議を行います。